

# チャレンジ・里山ワーク拡大事業（企業誘致支援）企画運營業務 委託仕様書

## 1 業務の名称

チャレンジ・里山ワーク拡大事業（企業誘致支援）企画運營業務

## 2 事業目的

チャレンジ・里山ワーク拡大事業は、中山間地域の既存施設（お試しオフィス等）を活用して、企業（※）のサテライトオフィスを誘致しようとする市町を支援し、中山間地域における新しいワークスタイルの定着と企業誘致による雇用促進を図るものである。

※ 業種として、働く場所を選ばないデジタル系企業等をメインターゲットに設定

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容等

これまで進出検討企業に行ったヒアリング等では、地方進出にあたって重視する点として、①地域企業との事業連携の可能性、②地方での人材の確保の2点が多くあげられた。さらに、進出市町の決め手としては、地元の熱意やキーパーソンの存在、本格進出前に一時的な進出が可能なコワーキング施設の有無など、市町独自の強みが重視される傾向にある。

また、連携して企業誘致に取り組む市町からの要望として、誘致交渉企業の確保に加え、誘致活動に係る各種フォローを期待する声も大きい。

以上のことから、本業務では、中山間地域を有する12市町が行う企業誘致の取組を支援し、中山間地域への企業進出を促進するため、以下の3つの取組を実施する。

- (1) 市町の特徴・強みを生かした企業誘致活動に係る伴走支援：市町の企業誘致体制の強化
- (2) 誘致交渉企業（進出検討企業）の確保と、県及び市町とのマッチング：企業との接点創出
- (3) 既存のオンラインコミュニティの管理・運営：進出検討企業に対する人材確保支援

### (1) 事業の内容等

	内容及び留意事項
対象市町	【全域中山間地域】 三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、 北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町 【一部中山間地域】 呉市、三原市、尾道市、廿日市市
メインターゲット	・中山間地域への進出もしくはサテライトオフィス等の開設に関心をもつ企業（主にデジタル系企業） ・広島県への進出企業で働くことに意欲・関心がある県内外の人材（主にデジタル系人材） （ ※デジタル系とは、WEBサイト制作、システム・アプリケーション開発、 CAD・設計、DTP、デザイン等をいう。 ）
事業目標	「チャレンジ・里山ワーク拡大事業」の全体目標 広島県中山間地域への進出決定企業数（令和6年度）：15社以上 ※上記は当該事業の全体目標であり、本委託業務の目標は、以下に記載のとおりとする。
事業内容等	(1) 市町の特徴・強みを生かした企業誘致活動に係る伴走支援 市町ごとに企業誘致活動において必要とされる支援内容をヒアリングし、必要な支援内容等を定めた支援計

画を作成し、随時もしくは定期的な支援を行う。

ア 誘致交渉資料の作成

進出検討企業との連携が期待できる地域内の事業者やキーマンを誘致交渉に活用できるようリスト化する。**目標：1市町あたり5社**

これに加え、企業が進出先の決め手となり得るような市町独自の特性を提示できる誘致交渉資料を作成する。**誘致交渉資料の内容について、企画提案すること。**

イ 市町担当者を対象とした先進地視察 **目標：2回以上**

企業誘致に係る先進地視察及び情報交換会等を企画・運営する。少なくとも1回以上は県外視察を企画することとし、オンラインによる開催も可とする。

ウ 企業誘致体制を強化するための各種支援（(2)イに記載の視察ツアー実施も含む）

企業誘致活動に係る各種相談・支援を定期的に行う。特に企業とのマッチング後のアフターフォローを重点的に行い、継続した誘致交渉が自走できるよう支援を行う。

(2) 誘致交渉企業の確保と、県及び市町とのマッチング機会の創出

ア 誘致交渉企業リストの作成

進出検討企業（令和5年度までに接点を持った企業（※）を含む）に対し、地方進出に係る課題やニーズなどをヒアリングし、「誘致交渉企業リスト」を作成する。**業務の目標達成に必要となるリスト件数及び構成内容を提案すること。**

「誘致交渉企業リスト」の中から、特に進出確度の高い企業及び親和性の高い市町を洗い出し、進出に向けた両者のマッチングや各種支援を行う。**目標：1市町あたり3社以上**

※企業リストは事業者選定後に受託事業者へ共有する。

イ 現地視察ツアーの実施 **目標：1市町あたり3社以上**

各市町と調整の上、上記アの「誘致交渉企業リスト」の企業を対象に現地視察を企画・運営する。複数市町合同での実施も可とし、必要に応じて事前の面談への同席、視察行程の調整、当日のアテンド等も行うこと。なお、複数社同時のツアー形式もしくは個別視察形式の別は問わないが、可能な限り（1）アで抽出した市町の連携可能事業者等との接点を持てる内容とすること。

ウ マッチングイベントの開催 **目標：2回以上**

市町担当者と進出検討企業とが直接コミュニケーションが取れる場として、首都圏等でのマッチングイベントを企画・運営する。参加企業は上記アの「誘致交渉企業リスト」の企業を中心に確保することとし、現地開催と比較して効果が高いと考えられる場合には、その理由を明示したうえで、オンラインでの開催も可能とする。また、市町担当者（希望市町のみ）に加え、必要に応じて地元事業者等の参加も企画し、**効果的な誘致交渉ができるよう、参加企業数（参加市町あたり●社）を提案すること。**

(3) Slack コミュニティの管理・運営と企業の人材確保支援

ア 「ひろしまさとやま WORK コミュニティ（※）」の運営 **目標：進出企業へ紹介できる人材50人以上**

Slack コミュニティの運営事務局を務め、設計の改善や登録者の管理など、コミュニティの運営を行う。既登録者の離脱を防ぎ、アクティブ率の向上につながるよう、各種情報発信やイベント等を継続的に行う。

（※Slack コミュニティの登録人数は約1,150名、平均アクティブ率：20%）

イ 進出企業（検討企業）の人材確保支援 **目標：人材紹介件数5件以上**

企業の求人情報を掲載できるチャンネルの管理・運営を行う。併せてコミュニティ登録者のスキル等を把握し、人材獲得につながるようフォローを行う。

	<p>○ その他</p> <p>※ 事業の実施にあたっては、事前に県及び市町との協議・調整を行うとともに、随時情報共有を図りながら進めること。</p> <p>※ 県及び市町担当者の旅費は委託費用に含まないが、その他の経費（県外企業及び地元事業者等に係る旅費及び謝金等）については、原則、委託費から支出すること。なお、市町の補助制度を活用する場合は、事前に手続等を含めて市町と調整すること。</p>
特記事項	<p>(7) WEB 広告を実施する際は、ブラックリストの活用、掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。</p> <p>(イ) 実施状況について、月に1回以上、会議（オンライン会議でも可とする）及び資料（任意様式）にて、報告すること。</p> <p>(ロ) 県HPを更新する場合は、PC、スマートフォン用それぞれのデザインを制作し、修正指示を行うこと。またスケジュール作成においては、県もしくは管理受託業者がアップ作業を行うため、確認作業等含めアップまでに最大8週間程度かかる旨を考慮すること。</p>

## (2) 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- ・ 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県中山間地域振興課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業と綿密な連絡・調整を行うこと。
- ・ 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・ 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

## 5 実績報告

受託者は、業務完了日から15日以内に、報告書（紙媒体（原則A4判両面印刷、縦置き横書き）及び電子データ）を2部（正・副）提出すること。

報告書には、事業目的、概要のほか、目標に対する進捗状況、評価、課題分析、打合議事録等を添付すること。

また、HPを外部サーバーに作成した場合は、電子媒体によりシステム設計書等を1部提出すること。

## 6 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

- ① 本業務により得られた効果は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

### (2) 秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た県、市町担当者、参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 7 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第

180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

## 8 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と連携・調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。